

令和3年11月5日

保護者 各位

岡山県立水島工業高等学校  
校長 森 尚 貴

### 警報発令時等に対する措置の変更について

平素は、本校教育活動に御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

平成30年西日本豪雨により本県でも甚大な被害が発生して以降、他県においても毎年のように豪雨による災害が発生している状況から、今年5月には国が示す避難レベルが改定されました。このことを受け、本校の警報発令時等に対する措置について、生徒の安全面やJRの運行状況などから検討し、次のように改めましたのでお知らせします。

今まで通り臨時休業等の情報は本校ホームページやメルマガでお知らせしますが、登校時に気象情報や避難情報、JRの運行状況を確認していただき、次に示す警報や避難レベル3以上の避難情報が発令された場合は、無理に登校せず、安全な行動を取っていただきたいと思います。

学校安全・保健規定より

#### 【警報発令時等に対する措置】

- 1 午前6時の時点で倉敷市に、特別警報、大雨・暴風・暴風雪・大雪警報、津波警報、または警戒レベル3以上の避難情報が発令されている場合は、臨時休業とする。また登校時に発令された場合も同様である。ただし、午前10時までに解除になった場合には、12時30分から授業をおこなう。
- 2 生徒の居住地域に1に示す警報、または警戒レベル3以上の避難情報が発令されている場合は、登校を控えさせ、適切な避難行動を取らせる。その場合は公欠扱いとする。
- 3 始業後、1に示す警報、または警戒レベル3以上の避難情報が発令された場合や、発令される可能性がある場合は、その都度協議し、帰宅させるなどの対応を決定する。
- 4 災害や警報により山陽本線で西阿知駅を含む区間が運休となっている場合は、臨時休業とする。ただし、午前10時までに運転が再開された場合は、始業時刻を遅らせて授業をおこなう。山陽本線以外の交通機関を利用している生徒が、災害や警報による運休によって登校できない場合は、公欠扱いとする。